

農地法第4条・第5条の規定による届出書類一覧表

(専決案件)

必 要 書 類	部 数
1. 届出書(正・副)	各1
2. 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)※1	1
3. 代表事項証明書(法人のみ)	1
4. 位置図(1/2,500～1/10,000程度)	1
5. 水利組合同意書	1
6. 始末書(無断転用の場合)	1
7. 開発許可の写し(開発許可が必要な場合)	1
8. 委任状(代理申請する場合)	1

注意事項

※1 土地の登記事項証明書の住所が異なる場合は、住民票の写しや戸籍の附票の写し等沿革がわかるものを添付してください。

※2 証明書類は、提出前3ヵ月以内のものに限ります。

※3 届出書の締切日は毎月10日、20日、月末です。(休日の場合は前日)

※4 物件によっては、地積測量図や公図の写しを添付していただく場合があります。

※5 小作地の場合は、合意解約書(農地法第18条第6項の通知書)を提出してください。(同時提出可)

※6 所有者が死亡している場合は、事前に相続登記するか又は相続権の全てがわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等を添付してください。